

事務連絡
令和2年12月8日

農村振興局関係補助事業御担当者様

農林水産省農村振興局

補助金等の要綱要領に係る行政手続の押印の取扱いについて

平素より農村振興行政への御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、各府省は、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされていることを踏まえ、本年度の当局所管の補助金等の要綱要領に係る申請等における押印の取扱いについて、当面、以下のとおり取り扱うことといたします。

〔※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。〕

- (1) 申請等に関しては、申請書等において「印」の押印を求めている規定等がある場合でも、押印を要さないことを可能とし、押印が省略された申請書等も受け付けること。
- (2) 申請書等において、本人が申請等を行っているかどうか疑義がある場合には、電話やメール等により確認を求める場合があること。

(注) 個別の事業ごとの手続の詳細については、各事業を所管する当局の各担当課に御連絡いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、各都道府県等で定めている通知等に基づく申請等については、本事務連絡の対象ではなく、都道府県等の御判断となります。

また、間接補助事業者等に連絡を要する場合におかれては、直接補助事業者から御連絡いただくとともに、適切な御指導を賜りますようお願い申し上げます。